

## 解体工事業の技術者要件にかかる専任技術者の配置における注意点

### ○解体工事業の技術者要件にかかる経過措置

- ・ 令和3年（平成33年）3月31日までの間は、既存のとび・土工工事業の技術者は、すべて解体工事業の技術者とみなされます。

※ 上記の経過措置により、既存のとび・土工工事業の技術者要件にて解体工事業の専任技術者を配置している建設業者は、令和3年4月1日以降も解体工事業の許可を継続して受ける場合、経過措置期間満了までに、専任技術者が解体工事業の技術者要件を満たすか、解体工事業の技術者要件を満たす者に変更しなければなりません。

### ○経過措置により、既存のとび・土工工事業の技術者要件にて解体工事業の専任技術者になっている者が解体工事業の技術者要件を満たした場合の手続き

「営業所専任技術者の変更（有資格区分の変更）」に該当しますので、事実発生後2週間以内に以下の書類を3部（正本1部、副本2部）提出してください。

なお、変更届の表紙も添付してください。

- ①「変更届出書（様式第22号の2）」・・・第二面が省略できるもの
- ②「専任技術者一覧表（様式第1号別紙四）」
- ③「専任技術者証明書（様式第8号）」
- ④ 解体工事業の技術者要件を満たしたことを証する書類（実務経験証明書、登録解体工事講習修了証、該当する資格証明書の写し等）

経過措置期間満了時（令和3年（平成33年）3月31日時点）に解体工事業の技術者要件を満たしていない場合（要件を満たしているものの変更届出書を提出しない場合も含む）、その時点をもって解体工事業の許可は取消となりますのでご注意ください。

### ○変更届出書の記入について

P27の（例）によると、当該専任技術者が解体工事業の技術者要件を満たすためには、解体工事に関する実務経験1年以上を有するか、または、登録解体工事講習を受講するか、または、技術者要件を満たす新たな資格を取得する必要があります。

経過措置期間満了までに、変更届出書（営業所専任技術者の有資格区分の変更）を提出して、解体工事業の技術者要件を満たす必要があります。

⇒次のページは、「変更届出書（様式第22号の2）」、「専任技術者一覧表（様式第1号別紙四）」、「専任技術者証明書（様式第8号）」の記載例です。なお、記載例は、経過措置期間中に登録解体工事講習を受講したことを想定しています。

